



15,000戸限定!

今年もやります

優良住宅取得支援制度のご案内

優良住宅取得支援制度とは、平成18年6月以降に【フラット35】をお申込みされるお客様が、一定の要件を満たす住宅を取得される場合に、融資金利を優遇する制度です。

当初5年間の融資金利を

平成18年6月
より受付開始

0.3% 優遇します。

〔金利優遇を受けるための条件〕

- 1 平成18年6月以降にお申込みをしてください。
- 2 次のいずれかの基準を満たしている住宅であることを証明する「適合証明書」をお申込み先の金融機関へご提出ください。

- ◆ 省エネルギー性能：省エネルギー対策等級4の住宅
 - ◆ 耐震性能：耐震等級（構造躯体の倒壊防止）2以上の住宅
 - ◆ バリアフリー性能：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅
- （等級は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同基準です。
中古住宅は、省エネルギー性能の基準の対象にはなりません。）

- ※1 本制度の適用戸数には制限（15,000戸目途）がありますので、年度途中において本制度の受付けを終了する場合があります。受付けを終了する場合は、終了日の約3週間前までにフラット35専用サイトでお知らせします。
- ※2 平成18年5月31日以前にすでにフラット35をお申込みの方で、優良住宅取得支援制度の適用をご希望の場合は、お申込み先の金融機関へお問い合わせください。
- ※3 本制度を取扱う金融機関については、フラット35専用サイトにてご確認ください（5月末掲載予定）。
- ※4 優良住宅取得支援制度をご利用いただくためには、検査機関に所定の物件検査を申請し、優良住宅としての適合証明書の交付を受けることが必要となります。詳しくは検査機関又は下記にお問い合わせください。

■フラット35専用サイト■

www.flat35.com

商品概要や手続きの他、取扱金融機関や
融資金利など最新情報をご覧ください。

■住宅金融公庫お客様コールセンター■

ハロー フラット 35



0570-0860-35

一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

- ご利用いただけない場合（IP電話、PHSなど）は、
東京 TEL03 (5800) 8002 / 大阪 TEL06 (6281) 0021
までおかけ直してください。
- 営業時間 9:00～17:00 土曜、日曜も電話相談を実施
します。（祝日、年末年始は休業）